

平成 24 年 第 3 回 筑前町議会定例会会議録	
招集年月日	平成 24 年 9 月 11 日 (火)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 会	平成 24 年 9 月 21 日 (金) 14 時 00 分
散 会	平成 24 年 9 月 21 日 (金) 15 時 00 分
出席議員	議 長 宮 原 均 1 番 山 本 久 矢 3 番 栗 野 光 雄 4 番 田 中 政 浩 5 番 石 丸 時次郎 6 番 川 上 康 男 7 番 福 本 秀 昭 8 番 久 保 大 六 9 番 一 木 哲 美 10 番 梅 田 美代子 11 番 藤 野 久 12 番 内 堀 靖 子 13 番 河 内 直 子 14 番 金 子 保 次 15 番 矢 野 勉
出席議員	15 名
欠席議員	な し
地方自治法 第122条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	町 長 田 頭 喜久己 副 町 長 畠 中 誠 二 教 育 長 大 雄 信 英 総 務 課 長 広 田 博 文 企画課長 伊 藤 宗 彦 財 政 課 長 岩 下 定 幸 税務課長 森 部 純 一 納 税 推 進 室 長 大 庭 俊 一 住民課長 小 林 秋 彦 健 康 課 長 吉 郷 豊 環境防災課長 砥 綿 淳 二 建 設 課 長 美 根 勉 都市計画課長 金 子 一 智 農 業 委 員 会 事 務 局 長 木 村 賢 治 農林商工課長 山 本 一 洋 出 納 室 長 川 波 厚 志 下水道課長 村 下 大 成 水 道 課 長 原 口 博 文 福祉課長 倉 地 善 一 こ だ も 課 長 久 家 和 文 教育課長 佐 藤 繁 人 生 涯 学 習 課 長 入 江 哲 生
欠 席 者	な し
本会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	議会事務局長 議会事務局主査 松 尾 政 記 吉 塚 三千代

議 事 録

平成 2 4 年 第 3 回 定 例 会

[最終日]

平成 2 4 年 9 月 2 1 日 (金)

開 議	
議 長	本日の出席議員は、１５人です。 定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。 （１４：００）
日程第１	
議 長	日程第１ 町長から追加議案の提案理由の説明を求めます。 田頭町長
町 長	こんにちは。 本日は、平成２４年第３回筑前町定例会の最終日でございますが、開会初日においていただきましたように、追加議案を上程させていただきますので、よろしくお願いいたします。 議案第４４号 筑前町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、職員の監督不行き届きの責任を明確にするため、町長及び副町長の給料を一定期間減給することとしたので、当該条例の一部を改正する必要性が生じたことにより、議会の議決を求めるものです。 以上、追加議案を提案させていただきますので、慎重にご審議のうえ承認いただきますようお願い申し上げまして、追加議案の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
議 長	町長の提案理由の説明が終わりました。
日程第２	
議 長	日程第２ 議案第３９号「筑前町特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 （質疑なし）
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 （討論なし）
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第３９号「筑前町特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第３９号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 （賛成者挙手）
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第３９号「筑前町特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第３	
議 長	日程第３ 議案第４０号「筑前町下水道条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 金子議員
金子議員	確認のために質問させていただきます。 この提案の理由で、よく内容的には分かったわけですが、今回新しく施行令等を条例化するというので、筑前町は大体終わったような状態のときにこれが出てきましたが、筑前町の今までの工事の中においてですね、やはりこれに沿わない部分があるのか、ないのか、お尋ねします。

議 長	下水道課長
下水道課長	お答えいたします。 終末処理場につきましては、23年度をもって完成したわけですが、ほぼ下水道法あるいは下水道法施行令に基づいて施工をしています。 あと排水施設ですね、要するに污水管とか雨水渠ですけど、これに基づきましても一応下水道法あるいは下水道法施行令に基づいて施工をいたしております。 ただ、第29条の5項ですね、可とう継手の設置その他の規則で定める措置と地盤の改良というのがございます。これにつきましては、平成9年に阪神淡路大震災を受けて、一応耐震のマニュアルが策定しております。そのマニュアルの翌年、平成10年度から可とう継手等は使用いたしておるという状況でございます。 改良土につきましては、平成21年度から会計検査等の指導を受けまして、今、埋め戻しにきましては、改良土を使用している状況でございます。以上です。
議 長	金子議員
金子議員	それでは、大体の今までの工事の中で大半は、この新しく提示された施行令に沿った工事がなされたということによろしくございましょうか。 この附則の2項に書いてあるとおり、この条例の施行日にすでに属する施設で、何々と。このあれは従前の例のままでいいというような書き方をしてあるからですね、どの範囲筑前町の工事のときに、これに該当しない部分が、該当せずにですね、施工された分があるかというのを確認したかったから聞いたわけですが。 ほぼ、この新しい条例に沿っておるというような捉え方でよろしいですか。
議 長	下水道課長
下水道課長	お答えいたします。 ほとんどの下水道工事につきましては、平成10年度以降ぐらいに施工されたものがほとんどでございまして、一応この条例に基づいてですね、施工されたものがほとんどであって、問題はないと考えております。
議 長	矢野議員
矢野議員	全協でもちょっと私は話したんですけど、要は、地方の裁量権を与えるということで、いろんな法で決まったものを、各市町村で基準を定めなさいということになって、この条例の改正に至っているという話ですね。 だから、それを24年度までに全部しなさいと、市町村で決められる基準等については、24年度までにしなさいという話で、この改正になったと思っています。 ただ、そうであれば、この附則の施行期日のところがですね、本来ならば、もう公布の日から施行するということでもいいんじゃないかなと思っているんですけど、なぜそれではいけないのでしょうか。
議 長	下水道課長
下水道課長	一応、この条例につきましては、政令、いわゆる下水道法施行令ですね、これを十分参酌して一応決めたわけでございます。 参酌して決めるということは、参酌すべき基準とは、法令を十分参照し、これによることの妥当性を検討した上で判断することとされておりますので、一応下水道法施行令をですね、うちの基準に、基準と言ったらあれですけど、それに当てはめて一応条例を制定したわけでございまして、今ある現施設の中で、特にこの下水道法施行令に著しく反しているというものはございませんので、一応年度の区切りがいい平成25年4月1日、来年度ですけど、ということで施行期日を定めております。 なお、経過措置といたしまして、この中で平成25年4月1日までに政令を参酌して、各地方公共団体の条例で定めるということにされておりますので、それで25年の4月1日としておる次第でございます。以上です。

議 長	矢野議員
矢野議員	そうであれば、まったく同じような内容であればですね、なら、もう施行日については、公布の日からでもいいんじゃないかと思っているんですね。 要は、24年度までこれを各市町村で、条例を改正をしないと。24年度までしなさいということだから、早くしたなら早くしてもいいわけですね、施行日は。 全然施行日を、前に持ってくるのは全然問題ないと思っているんですよ。 なぜわざわざ先のほうに施行日をもっていったのか、その次の条例もありますけど、本来ならば先に早く市町村で変えて、そしてそのとおりやっていけばいいわけですね。 それは法に基づいてやっているわけですから、法どおりになっているわけですから、全然問題ないわけですね。 しかし、それを何でわざわざ、24年度まで変えなさいと言われているのであれば、早くした分については、市町村の基本的には裁量で条件を決めて、基準を決めてやったということだから、主権というかですね、地方の主権を守っているということになるんじゃないかなと思っているんですよ。 だから、本来ならば、10月1日なら10月1日からするとかですね、公布の日から施行するというのが、本来ならばその姿じゃないかな。この法から言ってもですよ、法から言っても、地方で決めなさいという趣旨ですから、本来ならそれでいいと思っていますけど、もう1回答をお願いします。
議 長	下水道課長
下水道課長	確かに議員おっしゃるとおり、条例を制定すれば公布日からというのが一般的ではございますけど、この条例を制定する前にも、うちの条例に載ってない部分につきましてはですね、下水道法あるいは下水道法施行令を順守して、今までやっておるという状況でございます。 ただ、今回、地域主権の第2次一括法ということで、地域に裁量権を持たせるということですね、国が条例の中にそういうことを、政令を参酌して載せなさいよということですので、一応、特に急ぐあれじゃないと言ったら失礼ですけど、翌年の4月1日からでも特に問題はないと判断をいたしておるところでございます。
議 長	矢野議員
矢野議員	大体言われるのは分かっているんですけど。 要は、そうであれば、そういう考えであれば、3月の定例会でもいいわけですね、わざわざ今かけなくても、と思っているんですよ。 どれだけ今からあるか分かりませんが、そういうものについては、今度の法の趣旨からいっても、市町村で決められるものができた。だから、これを基準を決める。決めたら、即施行するというのがですね、国が示している案と合致すると。 自分たちで決めたんだと、そのとおりやっていくんだという条例をですね、作ったということは、これは大きなことだと思っているんですよ。 それは全く法と同じような内容であっても、それは確かだと思っているんですよ。 だから、そこ辺のところをちょっとですね、ちょっとおかしいかなと思っているんですけど。 分かりました。
議 長	総務課長
総務課長	私のほうからですね、矢野議員が言われることはそのとおりだと思っております。 特に条例を制定をして、住民の皆様には周知期間が要るものとか、準備期間が要るものの、こういうものについてはですね、当然期日を定めて施行するわけですが、今、議員申されるように、今回の場合についてはですね、裁量権として、住民に告知

	する必要がないんですね、内部の問題でございますので。 今後についてはですね、この辺のところも十分、現課とも調整をしながら、特にこういう内容については、公布の日から施行すると、そういうふうに努めていきたいと思えます。よろしくお願いいたします。
議 長	他に。 これで、質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第４０号「筑前町下水道条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します 議案第４０号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第４０号「筑前町下水道条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第４	
議 長	日程第４ 議案第４１号「筑前町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 河内議員
河内議員	提案理由の中で、水道布設工事監督者１名、水道技術管理者２名ということをおっしゃいましたが、工事をするにあたって２人必ず置かないといけないのか、お尋ねします。
議 長	水道課長
水道課長	お答えいたします。 管布設工事につきましては、最低１名以上有資格者が必要でございます。 技術管理者については、１名以上でよろしいわけでございますけれども、現在、専門官で来ております嘱託職員が水道経験が長い関係でもっておりますし、今後の問題を考えまして、職員を技術研修にやりましたので、その職員が１名という形で、技術職員は２名おります。
議 長	他に。 これで、質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第４１号「筑前町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について」を、採決します。 議案第４１号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第４１号「筑前町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第５	
議 長	日程第５ 議案第４２号「平成２４年度筑前町一般会計補正予算（第３号）について」を、議題とします。

	これから、質疑を行います。 一木議員
一木議員	補正予算書の13ページでございます。 11目のそったく基金事業費について、お尋ねをいたします。 福祉タクシー券の交付事業ということで、この件につきましては、一般質問の中でもいろいろと説明を受けたわけでございます。また、決算審査特別委員会の中でもですね、事業の説明等も受けたわけでございますけれども。 この補正予算につきましては、賛成をさせていただきますけれども、私も住民の方から、この内容について相談を受けていたということで、お尋ねをさせていただきたいと思います。 いくつかございますけれども、その中で、大きな課題と申しますか、75歳以上の方で、ひとり暮らし、二人暮らし、ご夫婦で生活されてある方等を含めまして、申請手続きをなされて、その要件を満たす方につきましては、この福祉タクシー券ということで、筑前町福祉サービス券ですが、タクシー券を500円の、これはプレミアム商品券ですか、タクシーのみ利用できる。500円の20枚つづりの券で1万円と。お1人20枚で1万円ということになっているようでございます。 こういったありがたい事業をですね、ぜひとも活用させていただきたいという方は多いということで、このたび200名ですね、また申し込み等が生じたということで、追加の予算ということでございますけど、補正予算ということでございますけれども。 希望したいけれども、この要件を満たせないという方がおられまして、どういったことですかと尋ねますと、家族の中に若いですね、40代、50代とか、息子さんとか若い方がおられる家族の方は、要件を満たせないというふうなことを聞くわけでございます。 じゃあ、昼間に病院に行きたいとかいうことで、こういったタクシー券等を頂ければというふうに願われる方が、家族の中にそういった方がおられるとタクシー券を頂けないということですね、非常に不公平的なことを感じるし、不満であるということで、ある方はですね、お二人ご夫婦で75歳以上ですけれども、申請をなされて、お二人ともですね、このタクシーの福祉券を頂いているということでございますけれども、車もご夫婦で運転されるということで、申請されてこの券を受けられてあるということなんですね。 ある方によってはですね、この福祉タクシー券を受けられても、全く使われてない方もおられるということ等も聞きますしですね、内容等についてはいろいろと検討されるというようなことであったようでございますけれども、やはり必要な方がですね、公平に、そして不満等が出ないようにですね、ぜひともひとつ取り組みをいただきながら、改善すべきところは改善していただければというふうに願っているわけでございます。 答弁等をいただければ、お願いしたいと思います。
議長	福祉課長
福祉課長	お答えいたします。 制度としてスタートさせる以上、外出を支援するということで、年齢的には75歳以上の独居世帯、そして世帯全員が75歳以上の世帯ということで年齢要件を付しまして、今回サービス券の交付ということで実施をしております。 今、議員さんおっしゃいますように、窓口等でもそういったご意見は受けておりますので、今後の参考意見ということで、来年度以降の制度をどういった内容にするかということでは、そういったものも含めて現在検討しておりますので、そういったこ

	とで進めさせていただきたいと思っております。
議 長	一木議員
一木議員	そのように、また見直し等も含めてお願いしたいと思えますけども。 それと、このタクシー福祉券をお渡しになされるときに、こういったことはないとは思いますが、受けられた方が違う方へですね、軽い気持ちであげたりですね、譲渡されたりということは、してはならないというふうに決まっているかと思えますけれども、もしそういったことがあった場合分からないわけですね。 20枚ですから、申請されて受け取りに来られた時にですね、名前等を書いて、「あなただけが使えますよ」ということ等もできるんじゃないかなというふうに考えるわけですね。 だから、他の方へ親切な気持で、あなたも使わんねということ等で回された場合がですね、そういったこともないとも限らないということ等がございますので、その辺りも含めて検討させていただきたいと思います。 また、このタクシー券は、このプレミアム商品券を前もって町のほうが買われて、購入されて渡されていますので、100%活用していただきたいところでございますけれども、残った場合は町費で前払いということになりますから、この辺りもひとつ受けられた方はですね、どんどん使ってくださいということでは決していないわけですが、きちっと必要な方に申請をいただきながらお渡しをして、活用していただくということの、基本的なことをきちっと申されて、よろしくひとつ利用いただきたいというふうに願うわけでございます。
議 長	福祉課長
福祉課長	申請に来られて、福祉タクシー券の交付につきましては、お1人、お1人に一応、封筒の中にもご利用についてということで詳しく書いております。そういったものを含めて、お1人、お1人にですね、そったく基金の趣旨、そして利用するにあたっての注意事項、そういったものも随時ご説明をしております。以上でございます。
議 長	内堀議員
内堀議員	12ページをお願いします。 企画費のところ、広域圏のほうに嘱託職員を派遣するということですが、今まで課長職が行っておられたんじゃないかというふうに思いますが、これが嘱託職員という形で可能なのか、そして、その採用についてはどういうふうに考えているのか、お聞きいたします。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 今回の件につきましては、例の緑の募金事件がございまして、緊急的に広域圏内部でも協議をしていただき、理事会の中でも了承を得まして、とりあえず緊急避難的に嘱託職員で対応するということを承認いただいております。 ですから、今年1年間についてはその方向ということで、本来は正規職員を配置をしてほしいというのが基本でございますので、また、それはそれで考えていきますが。 嘱託職員については、人選についていろいろ条件がございましたので、行政経験者等から選考して、採用していくということで考えておるところでございます。以上でございます。
議 長	内堀議員
内堀議員	ということですね、特別委員会の中で報告もありましたけれども、広域圏の事業が今後とも、消防とか救急小児だけの対応ではなくて、いろんな広域事務を継続していくということで、今後とも責任のあるポストになるんだと思えますけれども、25年度からはきちんと正規職員の課長級を派遣するというふうな考え方をもっている

	ということでしょうか。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 課長級でなくても、一般職員でもいいから職員の対応をお願いしたいという話を聞いておりますから、職員の配置をしていくということでございます。以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	13ページです。 先ほど第39号で、特別職の報酬及び費用弁償に係る条例、可決されたわけですが、その福祉有償運送について、全協の中でも課長から詳しい説明をいただいたんですが、この対象者ですね、運送の対象者が身体障がい者、介護保険法の要介護認定者、要支援者、その他身体の不自由な方ということで、運転手については介護福祉士とかホームヘルパー何級とか、そういう資格が要るんじゃないかと思うんですが、その辺はどうなっているんでしょうか。
議 長	福祉課長
福祉課長	お答えいたします。 運転者については、基本的には普通第二種免許取得者ということになります。 ですが、要件等を満たした場合には、この限りではないということにはなっております。以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	その要件が何か教えてください。
議 長	福祉課長
福祉課長	お答えいたします。 登録申請をいたしますけれども、その3年前において免許停止処分を受けていない者、あるいは運送サービス事業者研修の受講又は終了した者、さらに自動車教習所が実施する実車の運転を伴う特定任意講習等を受講した者、さらに適性診断を受診した者、そういった要件等をクリアできれば、第二種取得者でなくてもよいということでございます。以上です。
議 長	河内議員
河内議員	では、運転手のほかに介護をされる方が同乗する車に限り認めるというふうになるわけですか。
議 長	福祉課長
福祉課長	全協でもご説明をしましたように、対象者の方は基本的に介護あるいは付添い人の方が、必要な方が対象となりますので、その対象者、付添い人の方については、この運送の対象になるということでございます。
議 長	久保議員
久保議員	資料のほうの6ページですね、2点ほどお聞きします。 まず企画課のほうで、ブロードバンド加入促進事業として2,810千円が出されております。これは、すべてが、100%県の支出金ということで、財源的にはいいんですけど、どこにこれは委託をするのか、また、誰が担当するのか、そしてもう1つは、事業の内容が分かれば説明をお願いします
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 委託先はですね、運用管理をお願いしています株式会社メックでございます。 それから、業務の内容でございますけれども、これにつきましては、加入促進でございますから、相談の窓口を開設するようにいたしておりまして、併せまして家庭訪

	問とか営業活動、そういったことを実施してもらう予定でございます。以上です。
議 長	久保議員
久保議員	せっかくブロードバンド、光通信が入ったんですから加入率を上げて、いろんな防災なり町の情報とかをですね、大いに役に立てていただきたい。 私もまだ実際は加入していませんけど、加入の電話をしてですね、担当の方に来てもらうように言っております。 2, 810千円ですね、これは、県緊急雇用創出事業ということでございますが、地元の住民の方の雇用促進の目的ではないのでしょうか。お願いします。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 地元からの採用という条件はございませんでですね、あくまでも新規に採用しなくちゃいけない、そういったのはあります。 それから、ハローワークなんかに公募するという、そういった条件はございます。以上でございます。
議 長	久保議員
久保議員	281万、大金でございます。どうせなら地元の雇用に繋がればいいかと、私自身思っておるんですが、ぜひ努力をしていただきたい。 また、この費用対効果、281万に対するですね、費用対効果、結果が出ればですね、後日報告をいただきたいと思います。 2点目に行きます。 同じページですね、同じ6ページ。 納税推進室、1, 905千円の嘱託職員の報酬が出ております。この嘱託職員の補正をかけなければならない要因と言いますか、原因が分かったら教えてください。
議 長	納税推進室長
納税推進室長	お答えいたします。 金額的に見ますと、1年間分の嘱託職員の予算を9月の議会をお願いしているような状況でございます。 実は、今年の4月でございますが、職員2名が病休で休んでおりました。実質的には、本当はすぐ6月の議会、1名分の嘱託をお願いしなくちゃならないのが本当の筋でございますが、実は、2名が、とりあえず診断が3カ月、3カ月と出ましてですね、ということは6月いっぱいということで、とりあえずという形で出たのでですね、そのくらいで済むのかなと思いつながらということで、実質、現在は、今2人とも7月末から復帰しております。その分の嘱託ということでですね、現在復帰しておりますが、どちらもまだ、1人は週に1回、半日病院に行っておりますし、1人は2週間に1回という形で病院に行っております。どちらもメンタル的なものでございますので、その分でちょっと嘱託は必ず、職員2人ですけど、実施的には2人分も、言葉は悪いんですけど、嘱託でカバーしていかないと動かないという状況でございますので、その分の補正をお願いしているところでございます。以上です。
議 長	久保議員
久保議員	少ない職員の中にですね、1つの担当課の中に2人も病人が出て、それも長期入院ということでございます。 これは、突然であればですね、いたしかたないということもありますが、私の知っている範囲内では、もう以前から、長期的なメンタル的な病気ということで、これはもう人員配置に問題があったんじゃないかと。 やっぱりその課はですね、そういう方が出ても業務的に支障が来さないような能力的なもの、体力的なもの、それを配慮しながらの人員配置をしていかなければならない。

	今回のこの補正予算はですね、これは当初予算に近い、私は、嘱託職員の補正だと捉えております。ぜひですね、それぞれの課が少数精鋭でやっておられますから、その人が病気で休んでも支障のないようなポジションに持っていくということはないと思います。そういうことはないと思いますけど、担当課がですね、業務的に支障が来すような、そういう人員配置は極力避けられて、適切なる人員配置をしていただきたいと思います。 町長、答弁をお願いします。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 十分配慮しながらですね、人事異動、職員配置はなしているつもりでございます。その結果、このような事態になったということで、そして1つの課で2人ということで、たいへん業務に支障を来しているのも事実でございます。 十分職員の健康状態等々も考慮しながら、今後も職員の配置については考えていきたいと思っております。以上でございます。
議 長	福本議員
福本議員	補正の資料で14ページ、農業費という一番上ですね、区分で19節の青年就農給付金で2, 250千円の調定額があるわけですが、これは、説明では3人と、対象者が3人ということで、3人で割りますと、1人750千円になるわけですが、おそらく750千円では、やっぱり新規に取り組む場合は、資金の準備金としてはやはり少ないのではないかなというふうな思いがしますが、これは、お1人の要望額というのは、おそらくそれ以上の要望額が出ておったのではないかなというふうに思いますが、結果として750千円という調定額というふうな形になったんでしょうけど、その点の説明が分かりましたらお願いします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 青年就農給付金の2, 250千円の件でございますけれども。 説明がありましたかと思いますが、これは、人・農地プランの中のプランを作成しましたときに、青年就農給付金という形で年額1, 500千円出ます。その半年分でございますので、750千円の3人分、これは、決して資金の準備金ではございません。 そういうことではなくて、高齢化に伴った青年就農給付金というふうな形でやっている分でございます。以上でございます。 定額でございます。
議 長	福本議員
福本議員	この、いわゆる事業名がですね、やはり何か新たに青年が新規に取り組むことに対する支援事業のように思ったわけですが、そういうことです。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 6月の議会の中でも内堀議員のほうから質問があったかと思いますがけれども。 今回、人・農地プランということで、10月以降13の行政区を巡回をして、説明会をするようにいたしておりますけれども、国の制度でございます。 名称はそういうことになっておりますので、ご了解いただきたいと思います。
議 長	河内議員
河内議員	今のに関連してなんですが。 課長の説明では44歳以下、1, 500千円を5年間ということでしたが、途中で44歳過ぎた方は、44までに就農すれば、49まで行けるというふうに考えてよろ

	しいんですか。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 要件としては、そういうふうに、今、議員がおっしゃるような形になっているようでございます。
議 長	川上議員
川上議員	先ほど久保議員がブロードバンドの加入についてということで、補正予算で質問されましたが、私もその件についてお伺いしたいと思っておりますが。 説明のときに、加入率の向上ということで、はっきり私は説明を受けたんですが、何かやはり向上ということであれば、せめてその目標設定はされておるのかなというように、やはり今現在の加入率と、それとそれを何%ぐらい引き上げるんだという、半年間で2, 800千円使うわけですが、何かそういうふうなはっきりとした目標、計画をしてあるのか、お伺いします。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 8月末現在の加入率でございますけれども、571世帯でございまして、目標が1,000世帯という目標を掲げております。57.1%ということでございますので、まだまだ目標には遠いところでございます。 そういうことで、今年度の目標というようなことでございますけれども、細かいところまでは定めておりません。できるだけ早く、この目標に達するように努力をしたいと考えておりまして、そういったことで、我々はなかなかこれがままなりませんので、いわゆるIRUのですね、業者でございます株式会社メックのほうにこれを委託しまして、より加入の促進を図ろうということで、この事業を計画しているところでございます。以上です。
議 長	川上議員
川上議員	ぜひ1,000件、お願いいたします。 それから、補正予算の資料の中ですが、24年度の一般財源見込額調べのほうからお伺いしますが。 今後の要補正見込額、これが195,000千円ということで出されておりますし、そのための留保財源は132,000千円、63,000千円程度不足するようでございます。 昨年も財政調整基金76,000千円程度取り崩しをされておるようですが、今年これがこのままであれば、そのような考えになるのか。それともまた、事業の見直しですね、何か、どうしても厳しい財政の中でございますので、そういう方向性も出てくるのか、どういう考えをお持ちなのかをお伺いいたします。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 62,000千円、最終的には、事業等についてはですね、まだちょうど半分経過しておるところでございます。 最終的にそういった額が不足ということになれば、財政調整基金から取り崩さなければならないというふうに考えております。以上でございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	14ページの公営住宅整備事業、篠隈団地の建て替え工事の件なんですけれども。 これが、23年度の予定が今年度になりまして、そしてまた、補助金が減額ということで、24年度から25年度、2カ年にわたってということとなっておりますけれども。

	建て替えにおきまして、入居者の関係者への事情説明と言いますか、それはどのように行われているのか、まずお尋ねをいたします。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 ２２年度にですね、当初計画がありまして、２３年度から当初は住宅の建て替えの計画をいたしておりました関係で、２２年度に各入居者それから住民の皆さん方に説明会を行っております。 ２３年度やむを得ず１年延ばすということになりましたものですから、入居者に対しては、文書をもっての通知を差し上げております。 その中で、具体的になりましたら、また説明会を開かせていただきますということで申し上げております。 この議会が終わりまして、来週早々から、２４日からもう説明会に回ること、１週間かけて回ること、入居者の方、それから地元の区長さん等にもご連絡を申し上げておるところでございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	１週間かけて回ってくださるということ、これは必要なことでありますけれども、この時間帯ですね、説明はどのように組んでありますでしょうか。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 地元の公民館なり、近いところではかえって集まっていたくのが、役場の裏のコスモスプラザ等のほうが便利なところもありますので、場所はそういうふうに設定しております。時間は夜でございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	夜ということなんですけれども。 結構ですね、町営住宅に入居されてある方というのは、今、高齢者の方もかなり多いというふうに推測するわけなんです。 じゃあ、夜、多分７時半か８時ぐらいからかなというふうに考えますけれども、そういった場合ですね、ちょっと日暮れも早くなっておりますけれども、果たして夜だけでいいのかということもあると思います。 やはり高齢者の方にとっては、１週間のうちの何回かはお昼に来ていただくということも必要じゃないかと思いますが、その点については、どのようにお考えですか。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	選択肢はいくつかあると思いますけれども、２２年度に行ったときも、地元のほうに私どものほうが出向いて行って、地元の公民館等で説明をさせていただくという手法を取らせていただいております。 その中でもですね、実際いらっしゃらない方もおられるんですね、その時間帯にいられないとか、そういう方を除いてですね、ほとんどの方に出て来ていただいたということの実績を踏まえまして、今回も夜中の説明会ということで設定をさせていただいております。 もし何かですね、あまりにも参加者が片寄った、今、おっしゃるような老齢の方が片寄って来ていただけないとかいうことがございましたら、またその次の週にでも課内で検討いたしまして、再度説明会をするなどの検討は当然させていただきたいと思っております。
議 長	内堀議員
内堀議員	文言の訂正をお願いいたします。 先ほどの私の発言で、特別会計と申し上げましたけれども、正しくは決算審査特別

	委員会です。訂正いたします。
議 長	他に、ないですね。 これで、質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第42号「平成24年度筑前町一般会計補正予算(第3号)について」を、採決します。 議案第42号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第42号「平成24年度筑前町一般会計補正予算(第3号)について」は、原案のとおり可決されました。
日程第6	
議 長	日程第6 議案第43号「平成24年度筑前町水道事業会計補正予算(第2号)について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第43号「平成24年度筑前町水道事業会計補正予算(第2号)について」を、採決します。 議案第43号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第43号「平成24年度筑前町水道事業会計補正予算(第2号)について」は、原案のとおり可決されました。
日程第7	
議 長	日程第7 議案第44号「筑前町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 説明を求めます。 総務課長
総務課長	配布されております追加議案のほうをお願いしたいと思います。 2ページでございます。 議案第44号「筑前町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付、町長名。 提案理由でございます。 職員の監督指導の不行き届きの責任を明確にするため、町長及び副町長の給与を一定期間減額することといたしました。これが、この条例案を提出する理由でございます。 3ページに新旧対照表がございます。 附則の第4号で、給料の特例ということで、町長の給料月額については、平成24

	年１０月１日から平成２４年１２月３１日の間、副町長の給料月額については、平成２４年１０月１日から平成２４年１１月３０日の間について、第３条で規定しております給料月額でございますけれども、給料月額から当該額の１００分の１０を乗じて得た額を減じた額とするということで、１０分の１を減にするということでございます。 「ただし、」以降につきましては、期末手当には反映をしないという条文でございます。あくまでも給料月額の減額ということでございます。 以上で、説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第４４号「筑前町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第４４号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第４４号「筑前町特別職で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第８～ １５	
議 長	会議規則第３５条の規定により、日程第８から日程第１５までを一括議題とします。 一括議題とした日程第８ 認定第１号から日程第１５ 認定第８号までについて、決算審査特別委員長の報告を求めます。 矢野勉委員長
委 員 長	決算審査特別委員長として、決算審査特別委員会の審査報告をいたします。 本会議で一括議題として付託されました認定第１号から認定第８号は、９月１９日から２０日の２日間、慎重に審査した結果、本委員会は、お手元にお配りしております委員会審査報告書のとおり、認定すべきものと決定しましたので、会議規則第７５条の規定によって、報告いたします。
議 長	一括議題とした認定第１号から認定第８号までに対する委員長の報告は、認定とするものです。 したがって、認定第１号「平成２３年度筑前町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第８号「平成２３年度筑前町工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの８件は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手多数です。 したがって、認定第１号から認定第８号までは、委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。
日程第１６	
議 長	日程第１６ 「議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件」を、議題とします。

	議会運営委員長から、会議規則第73条の規定によって、お手元にお配りした本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。 お諮りします。 委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。（異議なし）
議長	異議なしと認めます。 したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。
日程第17	
議長	日程第17「常任委員会の閉会中の所管事務調査の件」を、議題とします。 各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第73条の規定によって、お手元にお配りした所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。 お諮りします。 各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。（異議なし）
議長	異議なしと認めます。 したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。
閉会	
議長	これで、本日の会議は全部終了いたしました。 田頭町長
町長	平成24年度第3回定例会の閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げます。 本定例会に提案いたしましたすべての議案につきまして、11日間の会期をもって審議いただき、可決されました。 特に、平成23年度の決算承認議案は、特別委員会での詳細審議のもと、承認採択を受け、本会議で可決されました。委員会での意見等につきましては検討し、改善すべきは改善してまいります。 また、一般質問での課題の検討、中でも職員不祥事に伴います職員規律の徹底と職場環境の改善について、全課挙げて取り組む所存でございます。 今回の補正予算をはじめ、24年度予算の後期執行につきまして、ご指導、ご協力いただきますようお願いいたしまして、お礼の言葉とさせていただきます。お疲れ様でございました。
議長	町長からのあいさつが終わりました。 会議を閉じます。 平成24年第3回筑前町議会定例会を閉会します。お疲れ様でございました。 (15:00)

会議の経過を記載し、その相違ないことを
証するために署名する。

議 長

宮原 均

4 番 議 員

田中政浩

5 番 議 員

石丸晴次郎